

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	6
第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	6
第3 議案第3号 利府町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例	8
第4 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	10
第5 議案第5号 利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例	12
第6 議案第6号 利府町定数条例の一部を改正する条例	13
第7 議案第7号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	14
第8 議案第8号 利府町道路占用料等条例の一部を改正する条例	15
第9 議案第9号 利府町郷土資料館条例の一部を改正する条例	16
第10 議案第10号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例	16
第11 議案第11号 利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	17
第12 議案第12号 利府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	18
第13 議案第13号 利府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定 める条例の一部を改正する条例	19
第14 議案第14号 利府町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例の一部を改正 する条例	20
第15 議案第15号 利府町文化交流センター条例の一部を改正する条例	20

令和3年3月定例会会議録（3月4日木曜日分）

第16	議案第16号	令和2年度利府町一般会計補正予算	21
第17	議案第17号	令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	30
第18	議案第18号	令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算	31
第19	議案第19号	令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	31
第20	議案第20号	令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算	32
第21	議案第21号	令和2年度利府町水道事業会計補正予算	33
第22	議案第22号	令和2年度利府町下水道事業会計補正予算	33
第23	議案第30号	町道の路線認定について	34
第24	議案第31号	町道の路線廃止について	34
第25	議案第32号	人権擁護委員候補者の推薦について	35
第26	議案第33号	人権擁護委員候補者の推薦について	35
第27～第33	議案第23号～議案第29号		36
第27	議案第23号	令和3年度利府町一般会計予算	36
第28	議案第24号	令和3年度利府町国民健康保険特別会計予算	37
第29	議案第25号	令和3年度利府町介護保険特別会計予算	37
第30	議案第26号	令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計予算	37
第31	議案第27号	令和3年度利府町町営墓地特別会計予算	37
第32	議案第28号	令和3年度利府町水道事業会計予算	37
第33	議案第29号	令和3年度利府町下水道事業会計予算	37

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和3年3月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（17名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
8番	伊勢英昭君	9番	安田知己君
10番	木村範雄君	11番	土村秀俊君
12番	高久時男君	13番	及川智善君
14番	永野涉君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	鈴木忠美君
18番	吉岡伸二郎君		

欠席議員（1名）

7番	羽川喜富君
----	-------

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木則昭君
総務課総務法令班長兼 選挙管理委員会事務局 次長兼総務班長	千田耕也君
総務課人事給与班長	藤岡章夫君
秘書政策室長	鎌田功紀君
秘書政策室秘書広報班長	村田晃君
秘書政策室政策班長	福島俊君
財務課長	後藤仁君
財務課財政経営班長	谷津匡昭君
財務課管財契約班長	星浩幸君

令和3年3月定例会会議録（3月4日木曜日分）

税 務 課 長	折 笠 ゆき江 君
税務課町民税班長	吉 田 雄 一 君
税務課固定資産税班長	鈴 木 厚 広 君
町 民 課 長	鈴 木 真由美 君
町民課保険年金班長	堀 越 伸 二 君
町民課戸籍住民班長	佐 藤 幸 子 君
生 活 安 全 課 長	郷 家 洋 悦 君
生 活 安 全 課 環 境 協 働 班 長	石 垣 伴 彦 君
生 活 安 全 課 防 災 安 全 班 長	高 橋 活 博 君
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 文 子 君
保 健 福 祉 課 健 康 づ く り 班 長	守 山 明 子 君
保 健 福 祉 課 福 祉 班 長	小 畑 香 代 君
保 健 福 祉 課 長 寿 介 護 班 長	佐々木 辰 己 君
子 ど も 支 援 課 長	鈴 木 義 光 君
子 ど も 支 援 課 子 ど も 未 来 班 長	和 田 あ ず み 君
子 ど も 支 援 課 子 ど も 支 援 班 長	青 柳 久 美 子 君
都 市 整 備 課 長	鈴 木 喜 宏 君
都 市 整 備 課 都 市 整 備 班 長	戸 枝 潤 也 君
都 市 整 備 課 施 設 管 理 班 長	渡 辺 淳 一 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	嶋 正 美 君
産 業 振 興 課 商 工 観 光 班 長	門 田 唯 志 君
産 業 振 興 課 農 林 水 産 班 長	川 口 優 君
上 下 水 道 課 長	名 取 仁 志 君
上 下 水 道 課 経 営 班 長	郷 右 近 啓 一 君

令和3年3月定例会会議録（3月4日木曜日分）

上下水道課工務班長	佐藤真文君
オリンピック推進室長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長	佐藤浩幸君
オリンピック推進室オリンピック推進班長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室給付班長	千葉友弥君
収納対策室長 兼収納整理班長	鈴木啓義君
文化複合施設推進室長	近江信治君
文化複合施設推進室 文化複合施設推進班長	上野昭博君
会計管理者兼会計室長	菅野勇君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	宮本利浩君
教 育 総 務 課 長	鈴木久仁子君
教 育 総 務 課 総務給食班長	櫻井涉君
教 育 総 務 課 学校教育班長	太田健二君
生涯学習課長	大谷浩貴君
生涯学習課生涯学習振興班長 兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	佐藤浩君
生涯学習課 スポーツ振興班長兼総合体育館長	古澤晃一君
生涯学習課 図書振興班長兼図書館長	大場雄文君
代表監査委員	宮城正義君

事務局職員出席者

事 務 局 長	庄司英夫君
主 幹	大枝大将君
主 任 主 査	姉崎裕子君
主 事	赤間浩大君

議 事 日 程 （第2日）

令和3年3月4日（木曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 議案第 3号 利府町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例
- 第 4 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5号 利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 6号 利府町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 8号 利府町道路占用料等条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9号 利府町郷土資料館条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 利府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 利府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 利府町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 利府町文化交流センター条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 令和2年度利府町一般会計補正予算
- 第17 議案第17号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第18 議案第18号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第19 議案第19号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第20 議案第20号 令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第21 議案第21号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算
- 第22 議案第22号 令和2年度利府町下水道事業会計補正予算

- 第23 議案第30号 町道の路線認定について
 - 第24 議案第31号 町道の路線廃止について
 - 第25 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 第26 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 第27 議案第23号 令和3年度利府町一般会計予算
 - 第28 議案第24号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計予算
 - 第29 議案第25号 令和3年度利府町介護保険特別会計予算
 - 第30 議案第26号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第31 議案第27号 令和3年度利府町町営墓地特別会計予算
 - 第32 議案第28号 令和3年度利府町水道事業会計予算
 - 第33 議案第29号 令和3年度利府町下水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和3年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

会議規則第2条の規定により、7番 羽川喜富君から体調不良により欠席届けが提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番伊藤 司君、6番坂本義也君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。15番 遠藤議員。

○15番（遠藤紀子君） お願いいたします。専決処分ですから、もちろん急を要した工事だと思いますが、9ページのこれは2目ですか、2目の総合体育館の復旧工事ですけれども、これはどのような工事になったのか、まず具体的にお尋ね申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼総合体育館長（古澤晃一君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

総合体育館、現在先月の地震で被災しまして、メインアリーナだけ休館ということなんですけれども、まず被災状況ですけれども、上の電球、こちらが枠に乗っかっているような状況なんですけれども、その枠から外れまして、全部で28個の電球、かさ自体が上を向いたり、横を向いたりしているような状況でございます。それと、天井の壁ですね、これが数か所破損して

おります。それと、壁と壁の間を目隠し用なんですけれども、黒い布、こちらがはみ出ているような状況、そしてその布を止めているアルミ状なんですかね、長さが1メートルぐらい、こちらが2本ほどぶら下がっているような状況でございます。

そういった状況で昨日から工事入っております。再開できる状況なんですけれども、できるだけ急いで、なるべくなら今月中に終わらせたいと考えておりますけれども、4月中旬ぐらいまでには復旧できるように努力している状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤議員。

○15番（遠藤紀子君） 体育館のやはり天井の工事ということで、10年前の3.11のときもたしか天井の大分大きな工事になったと思います。たしか足場を組むのがかなりのお値段がかかるという話でしたけれども、足場のお値段というのは確にかかるとはのでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼総合体育館長（古澤晃一君） お答え申し上げます。

そのとおりで、大半が足場を組むのに費用が大分かかっております。それで、足場を破損している状況、最低限ということで本来ですと10年前の震災のときは全て全部、アリーナ全てに足場を組んだんですけれども、今回は部分ということでクロス状に組んで、なるべく最小限な形で対応ということで、工事費の大体七、八割が足場代というのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 1,400万円以上のお金がかかるということで、かなり大規模な工事になると思います。この総合体育館というのは、要は避難所なわけですね。震災のたびに避難所として使えないという状況をどう思っているのでしょうか。最後にお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

10年前のときにもそういうふうな話が出たとは思いますが、今回につきましては、なるべく早めということで避難所ということもありますので、今月中になるべく終わらせるように考えております。また、その避難所についてなんですけれども、なるべく壊れないような形を取りたいとは思いますが、今回については災害復旧ということで現状の復旧を

考えております。そこであと長寿命化の関係もありますので、そちらでなおかつ壊れないような仕組みを取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第3号 利府町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、議案第3号利府町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 屯所とか車庫を造るために基金を作ると。大変結構なことだと思います。ただ、金額なんですけれども、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、令和3年度の予算ベースで見ると、1,283万円なんですけれども、決算が出ている令和元年のものをみると1,787万円ということなので、毎年金額変わっているんですね。この交付金の金額の根拠といいますか、交付基準とかいうのが相手側にあるのか、それともただ幾ら幾ら出しますよというだけで終わっているのか、予測がついているものなのか、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

石油貯蔵施設立地対策等交付金でございますが、利府町の場合はコンビナート等が設置され

ている多賀城、仙台、七ヶ浜、これに隣接するという事でその他の地域になっております。その関係もございまして、総枠では石油交付金の交付金、国から来る分が決まっておりますけれども、初めに設置されている市町村のほうがありまして、その中の残りの部分が利府町に配分されるわけございまして、例年1,200万円程度、こちらが大体の利府町で配分を受けている金額でございます。令和元年度、2年度につきましては、ほかのところでの事業等が少なかったということもありまして、利府町のほうの配分が多かったということでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 主要な交付先、多賀城とかだと思うんですけども、その多賀城の支給、割合がきっと決まっているんだと思うんですけどね。割合、当初の基本的な金額、総額が出てその主要なところに割り振る金額、それ以外のものということなので、大体何割程度なんですかね。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答え申し上げます。

ちょっと今手元に割合の数字がございませんので、後ほど議員さんのほうにお示ししたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第3号利府町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、調整手当、地域手当ですね、緩和施策ということで、国家公務員はもともとある手当なんですけれども、利府町がこの条例を制定するようになった経緯というか、過去にこういうことがあったのか、現在そういうふう地域をまたいで、1級地か2級地かわかりませんが、そういうところに行っている、派遣している職員がいるのかどうか。それから、あともう1点は、地域の指定についてはこの条例に定めがありませんけれども、地域の指定はどういうふうになっているのかお尋ねいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 人事給与班長。

○総務課人事給与班長（藤岡章夫君） 及川議員にお答えします。

こちらの経緯でございますが、まず町長の提案理由で申しているとおり、昨今広域的な人事の人材確保等が広がっているというような状況に合わせて、これまで県内ほとんどの職員が県内の中での、あっても宮城県庁等ございましたが、今後国から受け入れたり、国に行ったり、そういった可能性も出てきているということで、今回制定しているものでございます。

また、派遣職員の状況、県をまたいで職員がいるかということですが、現時点で宮城県内をまたいでいる職員はいません。ただし、県庁のほうに派遣している職員が2名、それから宮城県建設センターのほうに、仙台市内ですけれども、こちらのほうに派遣している職員が1名となっております。

それから、地域の、最後の指定の状況が入っていないということですが、こちら地域手当につきましては、国のほうで指定の割合が示されております。利府町につきましては、7級地の3%というような状況でございますが、こちら規則のほうと合わせて手続き等は支給割合3%で支給するというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） そうすると、当地域は7級地ということで3%なんですけれども、先ほど藤岡さんから答弁があった県庁に勤務する職員にも支給するような話がありましたけれど

も、支給していたかわかりませんが、支給していないんですね、条例がなかったんですから。支給、まあ、いいです。

それで、ここは地域によって、もちろん勤務官省によって変わってくると思うんですけども、仙台市と利府町は生活圏が大体一緒で、地域、その辺定めがあるのかどうかわかりませんが、利府町と仙台市の違いというのは級地で分けてあるんですか。お尋ねします。

○議長（吉岡伸二郎君） 人事給与班長。

○総務課人事給与班長（藤岡章夫君） お答えいたします。

まず、宮城県としてではなく、仙台市でございますが、こちらのほうは仙台市は6級地ということで6%となっております。この地域ごとの指定は、市町村ごとに指定されておりまして、どういう指定状況かといいますと、産業構造、第1次産業、第2次産業、第3次産業の市町村の構造の類似状況に合わせて国のほう、総務省で地域手当の割合を定めているものでございます。

なお、宮城県に派遣されている職員は6%の支給割合となっておりますが、宮城県では独自の条例で1.5%の減額を現在行っております。でございますので、宮城県に利府町から派遣している職員は事実上4.5%の支給割合となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 今及川議員が御質問したんですけども、今回の条例の概要、ここで書いてあるのは、利府町に来たときに今まで利府町の給料を支給していたものを、例えば東京から利府町に来たよというときに東京の賃金を補償するんだよということで説明が書いてあるんだと思います。1年間は東京でいたときの賃金、2年目以降はその分の8割を乗じた額でやるんだよということで、利府町がほかに行ったときの職員はこの該当ではないんだと、その当該地の条例の行った箇所の、例えば仙台だったら仙台の条例に従ってやるんだと思うんですけども、今の話だと何か利府町の職員もこれを該当するよというふうに聞こえるんですけども、それはそうなんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 人事給与班長。

○総務課人事給与班長（藤岡章夫君） 職員の派遣についてでございますが、まず身分については利府町職員と宮城県職員の併任というような、併せ持つという性格を持っております。でござ

ざいまして、宮城県に派遣された職員は、宮城県のほうの条例の適用になるということで、先ほど申し上げた4.5%支給対象となります。

前段のほうで東京都のほうということでございますが、東京都特別区につきまして、1級地で20%という支給割合です。ですので、最初のほうで答弁しましたとおり、国から来た場合、20%の方が3%しか支給されないということを段階的に補償するというような制度設計になっております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、議案第5号利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第5号利府町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 利府町定数条例の一部を改正する条例

- 議長（吉岡伸二郎君） 日程第6、議案第6号利府町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。15番 遠藤紀子君。

- 15番（遠藤紀子君） 今回の職員を利府町はずっと触っていなかったということで、今回職員の定数を改正するという話でした。この中で内容で、教育委員会が15名減となっております。改正後は統合ということで50名、今まで18人の47人という改正前の人数でしたけれども、これ条例上ですね。この15人減の理由をお願いいたします。

- 議長（吉岡伸二郎君） 人事給与班長。

- 総務課人事給与班長（藤岡章夫君） お答えいたします。

今回教育委員会のほう改正後に50人ということで統合しております。こちら15人の大幅な減ということになってございますが、議員おっしゃるとおり、今まで大きく改正はしてきませんでした。275人の中での運用ということで、条例の中での運用を行ってきたところでございます。以前ですと、給食センターに町職員が入っていたり、さらに今回は御存じのとおりリフノスが開館に伴いまして、公民館と生涯学習センターのほうが本庁舎のほうに移転してくるということを総合的に勘案しまして、マイナス15人の50人という設定をしたというところでございます。以上でございます。

- 議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

- 15番（遠藤紀子君） 説明はわかりました。ただ、リフノスができるにしても、生涯学習というのは非常に大事な部署ですので、なるべくでしたら余り削減というのは望ましくないと考えております。全員協議会のほうで適正化計画の概要版を御説明いただきましたけれども、令和8年度までの5年間で約15人を目標としているということで、そうしますとこちらの説明の

ほうですと令和8年までに257人という総数が出ておりますが、条例ですので多分この275名というのは257名とちょっと整合性がないものですから、その辺の御説明をお願いいたします。いろいろ資料を読みますと、町村の中では職員1人当たりの町民の数というのが非常に多くて、職員の大変さはよくこの説明で分かりましたけれども、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 人事給与班長。

○総務課人事給与班長（藤岡章夫君） お答えいたします。

条例275人で計画が257人ということで、どういう理由かということでございますが、275の定数は超えることは当然ながらできません。条例違反ということになってしまいます。突然の採用だったり、異動だったり、退職だったり、そういったことも踏まえまして、275人マックスというか、満杯でということではなく、その以下で適正な運用を行っているというような状況でございます。257人の内容につきましては、定員適正化計画の中でお示ししておりますとおり、それぞれ職員の年齢構成をゆがめないようになどの内容により、その数値ということになっております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第6号利府町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第7、議案第7号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第7号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 利府町道路占用料等条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第8、議案第8号利府町道路占用料等条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第8号利府町道路占用料等条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 利府町郷土資料館条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第9号利府町郷土資料館条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第9号利府町郷土資料館条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、議案第10号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、お伺いいたします。

今回保険料、今までと同じ基準額月額5,400円というふうに設定したことは、本当に評価できるものと思っております。近隣の中で一番安い保険料となっておりますが、この介護保険財政調整基金9,000万円を充当せずに、値上げの検討もなされたのかなと思うんですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 長寿介護班長。

○保健福祉課長寿介護班長（佐々木辰己君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

近隣2市2町でいいますと、私の持っている資料、県のほうで取りまとめを行っていますの

で、3回目の取りまとめの中では利府町が一番安く設定はなっております。ほかの2市2町は議会関係もありますので金額の発言は差し控えさせていただきます。

あと金額の設定なんですけれども、議員の御質問のとおり、最初はというか第8期で計算しますと、5,668円ということで試算のほうになりました。ただし、こちらを上昇を抑制するために調整基金を約9,000万円ほど充当しながら、第7期同様の5,400円に設定したものでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 安いという部分を知っていらっしゃる方、きっと少ないのではないかなと思っていますので、健康長寿のまち利府町みたいなPRになっていくのかな、シティーセールスになっていくのかなというふうにも思うんですね。特に今回は、財政調整基金を取り崩して抑えたという部分では、利府町の姿勢的な部分も見えるのかなというふうに思っていますので、この部分しっかりとPRしていただきたいと思いますと思いますが、この部分どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 長寿介護班長。

○保健福祉課長寿介護班長（佐々木辰己君） 利府町のPRということで、この辺に关しましても来年度以降住民の方に周知してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第10号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、議案第11号利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第11号利府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 利府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、議案第12号利府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第12号利府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 利府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、議案第13号利府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第13号利府町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第14 議案第14号 利府町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第14、議案第14号利府町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第14号利府町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 利府町文化交流センター条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第15、議案第15号利府町文化交流センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第15号利府町文化交流センター条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 令和2年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第16、議案第16号令和2年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、わかりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いいたします。また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。質疑の発言を許します。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） では、2点お願いします。

33ページ、総合交通対策の18節、補助金、ミヤコーバスへの補助金ですけれども、1,000万円ほど増えていますということです。状況的にはコロナで利用者数が減ったと思うんですけれども、把握しているだけでいいんですけれども、大体利用者数的なものどのぐらい減っているのか、その辺の把握しているのであれば教えていただきたいということです。

あと、57ページ、10款ですけれども、3目の屋内温水プール運営事業費の中の工事請負費マイナスで770万円ほど減額になっております。前聞いていたのは、温水プール、根本的にやり直さなきゃ駄目だみたいな話を聞いていて、3億円だ、4億円だという金額が上がっていたんですけれども、今回部分補修で済ましたということです。そのための減額ということなんですが、果たしてそれで今後もつのかどうか、その辺の見解も含めて部分補修に至った経緯と、今後の見込み的なものを説明いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） まず1点目、環境協働班長。

○生活安全課環境協働班長（石垣伴彦君） お答えします。

まず、民間バス運行支援事業に係るバス運行支援事業補助金に関しての人数がどのぐらい減

っているかというところですが、令和元年度と比較しまして、6万1,173人減少しているような状況であります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼総合体育館長（古澤晃一君） 高久議員の御質問にお答えいたします。

プールの工事費でございますけれども、部分修繕に至った経緯ということですが、今回やろうとしていた工事の主なものが機械室の給湯配管、それから吸排気の管の更新ということで考えておりました。これまでも老朽化で逐次修繕ということで、過去を見ると毎年300万円、400万円、500万円と高額な修繕費毎年かかっているんですね。それで、ここで一度立ち止まってみてこのまま毎年高額な修繕費がかかるのかということで、再度精査ということで普段見いただいている業者以外の業者にも見てもらいました。それで、特に今回の機械室の給湯なんかはステンレス製でできているんですね。まだまだ十分そのまま使えるということで、それで付け根の部分だったり、腐食している部分のみの修繕で十分やっていけるということで、部分修繕ということに至ったわけでございます。ただ、今後プールも今度の来月4月で24年目を迎えるわけなんですね。それで、老朽化著しいですので、ちょうど今年度プールそれから体育館の長寿命化計画というのを策定しております。その部分で建物も併せまして、機械も今どのような状況なのかというのを評価をしております。それで、今後はできるだけこれまでも数多く、工事なんかで臨時休館、それから水質が悪化したということで臨時休館ということで、利用者にも御不便、御迷惑をおかけしておりますので、なるべくそのように臨時休館なんかもないように、それから経費も当然なるべく抑えられるような形でしっかりとした修繕計画を策定して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 分かりました。いつも使っている業者と違うところに依頼したら、こちらの業者の見解はまだまだ使えるということですね。これ結構大事なことだと思うんですよ。やっぱり1社だけに常に頼んでいると、やっぱり業者だから、商売だから、こんな機械もうだめですよこれとかと、直してくださいとかと。いや代えなくちゃだめですとかと。そういうふうな形もあるので、やっぱりそういった補修に関しても見積もりは多様な見方があるので、や

はり数社入れてどこが本当に正解なのかなというところを見極めてもらいたいと思っております。

それで、さっきの質問で最後のほうなんだけれども、今の部分補修でどのぐらいもつのかということですね。あとは大規模改修、いずれはやらなくちゃいけない時期が来るだろうし、それまでどのぐらいもつのかというのを、推定でも構わないんで、この辺ちょっと見解的なものを教えていただきたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼総合体育館長（古澤晃一君） 正直その辺はもしかしたらほかの部分が今日、明日にでもちょっと壊れてしまうかもしれないような状態でもございます。ただ、別な業者の見立てでは、そこは運営上うちよりも長く35年うまくやりくりをして、プールを運営している業者でもあるんですけれども、そのメンテナンス部門ということで、当然商売ですので、休館というかそういう休みがなくうまく運用しているので、利府町さんの設備、まだまだ休むことなく、ただ現行も年1回12月にメンテナンス期間ということで1か月ほどお休みをいただいておりますけれども、工事なんかする際もその期間でも十分対応できるんじゃないかというお話は現時点ではいただいております。そのような状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑、関連。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） これは、33ページのバスの補助金の件で関連で質問いたします。

今6万1,000人ぐらいの減になったので、この補助金を出すことになったというお話でした。決算書を見ますと、いつも2,400万円ぐらいの補助金が出ておりますが、人数的に大体乗る人数が28万人ぐらいで2,400万円ですか、6万1,000人が減で半分ぐらいが補助金として出ているというのがちょっと私は腑に落ちなかったものですから、質問させていただきます。特に今までですと利府青山線は補助金が出ておりませんでした。それだけ乗っていたということですが、特にどこが減になったのか、そしてこの補助金の額ですね、今までの補助金額が2,400万円ですのに、6万人減って1,000万円の補助金が出たという根拠をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 環境協働班長。

○生活安全課環境協働班長（石垣伴彦君） お答えします。

路線ごとの内訳ですね、どこの路線で大きく減っているかという部分につきましては、一番大きい部分ですと利府青山線のほうで人数が3万2,637人減っているような状況です。令和元年度は補助金額がゼロでございましたが、今回は316万4,000円ということで補助金額が交付され

ることになります。続きまして多いのが菅谷青葉台線、こちらも2万2,296人が減っているような状況です。こちらは利府青山線、菅谷青葉台線については、夜の最終便10時台に運行していたバスが今は休止しているような状況です。それは、利用者数が少ないということで減っているような状況であります。

あと、2点目の質問ですかね、補助金の部分、算定根拠的な部分でよろしいでしょうか。あくまでこちらの補助金といいますのは、利用人数だけではございません。経常収益という部分でかかった部分に対して、ミヤコーさんの赤字補填的な補助金になりますので、もちろん利用者数が減れば料金収入というのは減ってきますけれども、それ以外にも全国的にもそうなんですけれども、運転士不足ということでして、今テレビ等でも運転士募集のCMを流すなど、そういったところの広告費用ですとか、あとは人件費の部分ですね、運転士を確保するために給与とかそういったところを優遇ではないですけれども、運転士を確保するためにそういったところの経常的な費用もかかっておりますので、もちろん一番は利用者が減ったということが一番ではございますが、そのほかにもそういった採用費用とかそういう経常的な経費が増加している、燃料費的な部分もありますので、その人数だけではないということ、ちょっと説明させていただきました。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） いいですか。ほかに。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、3点お願いします。

6ページの継続費についてまず1点目です。文化複合です。これ4年前に44億円ということで継続費で払っていくということで決済、議決されてはいますけれども、これが4年分で4年の分の11億7,100万円の分を今度わずかの378万円分だけ、4年から5年の枠に変更したということなんですけれども、これの378万円、わずかな、44億円にしたら378万円ですからごくわずかな金額ですけれども、越年、継続費を4年から5年にせざるを得なかった理由と、この内容についてお知らせください。

それから、20ページ、諸収入の延滞金ですけれども、補正前の額までは100万円、それで補正額が98万1,000円と、2月までは結局100万円の額であったということは、延滞金は100円が基準ですから、その同じ金額くらい今後延滞金が見積もられるということであれば、98万1,000円大体同じようなイコールの金額くらいですけれども、これは税金の納期遅れということを考慮しての補正なのかどうか、その内容についてお伺いします。

3点目ですね、52ページ、小学校費なんですけれども、工事請負14節ですね、工事請負費178万5,000円、利府小学校のこたばの教室新設工事ということなんです、これについてはどのような内容のものなのか、今までのこたばの教室についてのそういう施設がなかったのかどうかとかその点も併せて説明をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁を求めます。文化複合推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） お答えいたします。

継続費の延長の理由なんですけれども、まず未買収用地、未買収の用地が、先日用地買収の議決をいただきましたけれども、そちらの分の造成工事あとは外構工事の一部を行うため、何とか3月までには終わらせたいんですけれども、実際繰り越さないといけない状況になっておりまして、その分を令和2年度予算、その中で建築工事費支出するんですけれども、残った金額を繰り越させていただいて、工事のほうに充当するような形になります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、収納対策室長。

○収納対策室長兼収納整理班長（鈴木啓義君） お答えします。

延滞金ですが、実績に合わせての今回の補正ということですが、大きく影響したものとしては、大口の滞納者から延滞金が入ったということでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目。給食班長。

○教育総務課総務給食班長（櫻井 渉君） 御質問にお答えいたします。

こたばの教室ですが、今までしらかし台小学校に1つ設定されておりましたが、対象者が増加することから、新たに利府小学校にこたばの教室を新設するものでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 未買収、文化複合の土地のあったということなんですけれども、それについては前回の会議、全員協議会でしたけれども、もうちょっと前だったですかね、そのときに確かに買収終わったということで説明を受けました。ということは並行的にこれについてはまだ2月、3月ということで外構の残りの建築工事の分については、どれだけの工期がかかるのかわかりませんが、その辺について計画的に進めていなかったのかどうか、並行的にですね。4年前に何回も繰り返しますけれども、継続費として別に議決しているわけですから、

よっぽどのことがないと4年から5年に延ばす、5年までは継続費としては枠というのは取れますけれども、これは違法でもなんでもありませんけれども、ただ繰越しということで原則単年度でやるのを、金額がかさむので4年間でやりますよということでやったので、そういう特異な事例があるにしても、文化複合の開館に向けての並行的な考え方で建築費も年度内に収める努力が必要ではなかったのかというふうに思います。それについてお伺いします。

それから、税務課長の答弁が聞き取れなかったんですが、申し訳ないですけれども、延滞金の98万1,000円の部分について今まで100万円だったのが、今後年度末まで98万1,000円とイコールの金額帯になったのはなぜかということで質問したつもりだったんですけれども、1か月です、ね、出納整理期間が入れば2か月、3か月ありますけれども、何でこの部分が2月までの金額と同じくらいだったのかと、その回答をお願いします。ちょっと私聞き漏らしたかもしれないので、もう一度明確にお願いします。

それから、ことばの教室については、いままでしら小にあったということで、利府小学校の特別支援学級のほうにも今までそういう子供さんたちの教室はあったわけだと思うんですけれども、人員が増えてしらかしから、ちょっと表現が適切かどうか分かりませんが、人数があふれ出た分を受皿にするという考え方でよろしいんですか。その人員はどれくらいいたかちょっと教えていただければ。

○議長（吉岡伸二郎君） 1点目。文化複合推進班長。

○文化複合施設推進室文化複合施設推進班長（上野昭博君） お答えいたします。

用地の契約なんですけれども、2月の臨時会で議決いただきまして、今現在のところまだ所有権移転、まだ完了しておらない状況です。所有権移転完了してからの工事を考えていますので、どうしても3月いっぱいにはなかなか工期が終わらないということなんですけれども、7月の開館までには全て工事を終わらせるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、収納対策室長。

○収納対策室長兼収納整理班長（鈴木啓義君） お答えします。

延滞金ですが、当初予算におきましては100万円ということで入れ込んでおりましたが、実際に延滞金の徴収をしたところ、土地家屋の競売といったものがありまして、その内訳として延滞金がぼんと入ったというのが実績でございます。今入ったものとして今回の補正ということなんですけれども、これから3月もまだなんですけれども、それらにつきましては10か月分の平均

を取りまして予定しているものを入れていくということでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木久仁子君） 再質問にお答えします。

ことばの教室につきましては、支援学級での指導ではなくて、各学校から指導が必要な子供については、今現在しらかし台小学校で通級ということで指導を受けている状況でございます。今回は利府小学校のほうにもということで、新たに設置するということで新設工事のほうを置いたという形になっておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 文複の継続費の件なんですけれども、ということはまだ登録していないということで、時間がかかるというお話でした。その契約の内容について4月頃までは終わらせるようにやりたいということだったんですが、契約そのものの378万円の契約がもう既に済んでいると思うんですが、契約日と工期について、それから契約方式は何でやったのかお尋ねいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 室長。

○文化複合施設推進室長（近江信治君） 及川議員の御質問にお答えいたします。

契約のほうはもう2月中旬に終わっておりまして、工期のほうが6月18日までということになっております。内容的には掘削であったり、残土処分、暗渠関係という形になっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。2番 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 1点お伺いいたします。

43ページ、4目農地維持費12節委託料の明神沢ため池改修基本調査業務委託についてお伺いいたします。予算に対してかなり低く抑えられていたようですね。それから、ため池の調査は2月10日に完了したということで、どのような調査をしてどのようなことが分かったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 農林水産班長。

○産業振興課農林水産班長（川口 優君） 渡邊議員の御質問にお答えいたします。

この基本調査につきましては、内容につきましては、明神沢ため池の改修にかかる基本調査を行うもので、この調査を行いまして現地調査を行って、用水池等を把握するとともに、受益地の面積等の現状を把握しております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 何かちょっと分かったような、分からないような。どのように調査をしていただいて、どのような、例えば皆さん、沢乙温泉の方々がすごく危惧していたことがいっぱいあるんですね。例えば洪水吐の件とかいろいろ、堤体にひびが入っていなかったかとか、そういうことをとても心配なさっていたと思うんですが、どのようなことが分かったのか分かりますでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 農林水産班長。

○産業振興課農林水産班長（川口 優君） お答えいたします。

明神沢ため池につきましては、前回平成27年度に行っておりました調査によりまして、堤体の断面不足であったり、洪水吐、あとは取水施設の老朽化、あとは漏水が確認されております。そのため、今回改修に向けて基本調査を行っております。

この基本調査につきましては、本来であれば現地調査、今申し上げました現地調査であったり、用水系統調査であったり、工事の概略設計を行う予定でありましたけれども、県で別に県内の防災重点ため池の基礎調査であったり、詳細調査のほうを行っております。町のほうで行った調査のほうと大分中身が重なっておりますので、今年度概略設計等を行ったとしても、県の成果を踏まえないと大きな影響を及ぼしてしまいますので、今年度につきましては先ほど申し上げましたとおり、用水系統調査であったり、受益地の調査を行いまして、あとは県で行っている調査の経過を踏まえて、それを頂いて、令和3年度にその成果を生かしながら実施設計のほうを行っていく予定としております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） では、それは県のほうからその調査結果をこれから頂くということで、どのような予定になるかお分かりでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 農林水産班長。

○産業振興課農林水産班長（川口 優君） お答えいたします。

県のほうの調査が3月末までと伺っておりますけれども、繰越し、恐らく繰越しということでもお話を伺っております、ただその繰越しがいつまで終わるかということが県のほうで把握というか、難しいところもあるんですけれども、なお例えば明神沢ため池の低下につきまして、

出次第いただくということも今協議しておりました。なので、頂けたら早速実施設計のほうに生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 1点お伺いいたします。

37ページお願いします。3款2項4目子ども医療費でございますけれども、扶助費のほうですけれども2,000万円ということで、この容認のもの、これは人数も減っているのかなというふうに思っているんですけれども、その部分お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。保険年金班長。

○町民課保険年金班長（堀越伸二君） お答えいたします。

今回、子ども医療費の減額につきましては、今回のコロナ禍における受診控えというのが多分大きく影響しているのかなということで、今回の減額となっております。件数的、医療費的には、助成額約2,200万円ほどがコロナ禍における減少分かなということで捉えております。件数的には約1万4,000件、12月末にはなりますけれども、その件数が減ということで約21%程の受診控えがあったのかなということで、今回減額ということになっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 毎年ほぼ同じ金額、同じ人数的に推移している中で21%減というのは大きなものであったなというふうに思っているところでございますが、コロナワクチンは子供は打たないという方針が国のほうでも既に決まっております、16歳以上の接種というふうになっているものですから、やはり子供の健康を維持していくことは本当に大事なことと思っております。そういう部分では、医療控えがこのような数字が出ているという部分を、学校であったり、幼稚園であったり、保育所の皆さんと共有し合いながら、町のほうからしっかりと発信していただきたいと思いますが、この部分どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保険年金班長。

○町民課保険年金班長（堀越伸二君） 再質問にお答えいたします。

今回令和4年度からの子ども医療費の一部負担金、500円ですね、そういったところの撤廃ということもございます。そういったことも含めまして、医療機関等、学校等、そういったところに周知ができるものがあれば今後していきたいなということでは考えております。ただ、今回

医療控えがそのまま子供の医療費に直接、今回コロナ禍においてそれが直接影響があるかという分析はそこまでされてはおりません。ただ、確実に12月末での段階では、その件数が減っているということが現実にはありますので、今後何かの機会を捉えて周知のほうをしていきたいという形で考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第16号令和2年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時20分とします。

午前11時05分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 議案第17号 令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第17、議案第17号令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第17号令和2年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第18、議案第18号令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第18号令和2年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第19、議案第19号令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第19号令和2年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第20、議案第20号令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第20号令和2年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 令和2年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第21、議案第21号令和2年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第21号令和2年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号 令和2年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第22、議案第22号令和2年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第22号令和2年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第30号 町道の路線認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第23、議案第30号町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第30号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第31号 町道の路線廃止について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第24、議案第31号町道の路線廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第31号町道の路線廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第25、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略します。

これより、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定いたしました。

日程第26 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第26、議案第33号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略します。

これより、議案第33号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定いたしました。

日程第27 議案第23号から

日程第33 議案第29号まで

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第27、議案第23号令和3年度利府町一般会計予算から日程第33、議案第29号令和3年度利府町下水道事業会計予算までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております議案第23号から議案第29号までの令和3年度各種会計予算について順次、御説明申し上げます。

初めに、令和3年度利府町各種会計予算書の1ページをお開きください。

議案第23号令和3年度利府町一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を121億7,000万円と定めるものであり、前年度と比較して2億7,000万円、2.2%の減となっております。

施政方針でも申し上げましたが、令和3年度予算の編成におきましては、新型コロナウイルス感染症対策への取組を最優先とし、併せて町民サービスの維持向上や経済の活性化を見据えた事業を推進するような諸施策に予算の重点配分を行いました。

具体的には、新たに子ども医療費助成事業の拡充や、高齢者等のバス利用促進を図る政策を進めるほか、町の新たなにぎわいの創出が期待される文化交流センターの開館や、さらには開催が予定されている東京2020オリンピック競技大会等を通じ、町に関わる全ての人たちが生涯にわたって心に残る体験となるような施策を行うこととしております。

自主財源であります町税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度と比較して大幅な減収を見込んでおり、また依存財源である地方消費税交付金などにつきましても、その原資である国税の減収により増額は見込めない状況であります。このため、財政調整基金をはじめとする各種基金から多額の取り崩しを行っております。新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況からも予断を許さない財政運営が求められておりますので、今後も限られた財源を効果的かつ効率的に配分し、安定的な財政運営を行ってまいります。

次に、9ページをお開きください。

議案第24号令和3年度利府町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を29億6,518万1,000円と定めるものであり、前年度と比較して1.9%の減となっております。減額となった主な理由といたしましては、被保険者1人当たりの医療費の減少に伴う保険給付費の減によるものであります。

次に、13ページをお開きください。

議案第25号令和3年度利府町介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を22億9,484万8,000円と定めるものであり、前年度と比較して6.2%の増となっております。増額となった主な理由といたしましては、被保険者及び要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増によるものであります。

次に、17ページをお開きください。

議案第26号令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を3億1,563万3,000円と定めるものであり、前年度と比較して4.8%の増となっております。増額となった主な理由といたしましては、被保険者の増加によるものであります。

次に、21ページをお開きください。

議案第27号令和3年度利府町町営墓地特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を1,098万7,000円と定めるものであり、前年度とほぼ同額の予算編成となっております。

次に、25ページをお開きください。

議案第28号令和3年度利府町水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食店をはじめとする企業使用の減少に伴い、前年度と比較して0.2%減の10億6,644万9,000円、支出につきましては自己水源と広域水道覚書水量との調整に伴い、前年度と比較して1.8%増の9億3,670万6,000円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の収入につきましては、利府浄水場施設更新工事に係る企業債の増により、前年度と比較して4.9%増の1億38万4,000円、支出につきましては昨年度に引き続き利府浄水場施設更新工事を実施することに伴い、前年度と比較して2.4%増の4億8,530万6,000円を計上しております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億8,492万2,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填することにしております。

次に、29ページをお開きください。

議案第29号令和3年度利府町下水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支

出の収入につきましては、これまでの不明水対策による有収率の向上等により前年度と比較して2.0%増の12億4,600万6,000円、支出につきましては汚水処理に係る有域下水道維持管理負担金の増加などに伴い、前年度と比較して4.7%増の12億2,996万5,000円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の収入につきましては、利府1号及び横枕川雨水幹線の整備に係る企業債の増加などにより前年度と比較して50.5%増の5億9,545万2,000円、支出につきましては、これらの雨水幹線事業の整備事業の実施等により前年度と比較して、23.6%増の7億352万2,000円を計上しております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億807万円は、消費税及び地方消費税資本的支出調整額及び過年度分と当年度分の損益勘定留保資金で補填することとしております。

以上が本定例会に提案いたしております令和3年度各種会計予算の概要でございます。なお、一般会計予算につきましては、財務課長から補足説明させます。また、詳細につきましては、予算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、議案第23号令和3年度利府町一般会計予算について、補足説明を求めます。財務課長。

○財務課長（後藤 仁君） それでは、議案第23号令和3年度利府町一般会計予算の補足説明を申し上げます。

初めに、利府町各種会計予算書、こちらの薄いほうの冊子を御用意願います。7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為でございますが、記載しております8件の事業について貸借期間の満了などにより設定するものでございます。なお、事項の内容、詳細につきましては、所管する各課長から本予算特別委員会において御説明申し上げます。

次に、8ページをお開き願います。

第3表地方債でございますが、記載しております6件の事業、合計で10億100万円の起債を予定しております。まず、1件目の公共施設等適正管理推進事業2億2,760万円につきましては、生涯学習センター解体工事などに充当するものでございます。次、4件目の道路整備事業1億3,970万円につきましては、高島線舗装補修事業や館太師堂線などの道路整備事業に充当するものでございます。6件目の学校教育施設等整備事業610万円につきましては、利府第二小学校プールの改修事業に充当するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な概要を説明いたします。

利府町各種会計予算説明書①一般会計、厚いほうの冊子のほう御用意願います。

初めに、令和3年度からの組織改正に伴いまして、各予算科目及び配分等の変更を行っております。皆様のほうに別途令和3年度一般会計予算当初予算所属一覧表を配付しておりましたので、後ほど御確認いただければというふうに思います。

それでは、説明書の1ページをお開き願います。

歳入の主な内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により1款町税につきましては、前年度比2億7,143万2,000円の減となっております。

次に、12款地方特例交付金につきましては、地方税法課税標準の特例による固定資産税の減収分が新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、国が全額負担することから、前年度比1,000万円の増となっております。

13款の地方交付税につきましては、普通交付税は町税等の基準財政収入額が減収となる分が増える見込みではあるものの、震災復興特別交付税が皆減となることから、前年度比6,000万円の減となっております。

16款使用料及び手数料につきましては、町民バス自動車駐車場などの減少を見込んでおり、全体で前年度比2,955万8,000円の減となっております。

17款国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等を新たに計上しているほか、文化複合施設建設事業の完了に伴い、前年度比8,171万2,000円の減となっております。

20款寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金につきましては、令和2年度は新聞広告掲載や返礼品目の追加等により、目標額の2倍を超える寄附金となったことから、さらに事業展開を図ることとし、前年度比で1億5,000万円増の2億5,000万円としております。

21款繰入金につきましては、文化複合施設建設の完了に伴い、公共施設整備基金の繰入れが減とはなりますが、財源調整のための財政調整基金からの繰入れが増えることによりまして、全体で前年度比3億26万3,000円の増となります。

24款町債につきましては、先ほど第3表地方債で申し上げましたように、6件の事業に充当するもので、前年度比2億3,620万円の減となっております。

2ページをお開き願います。

次に、歳出でございますが、2款総務費につきましては、総合計画策定業務や国勢調査の完

了、それから文化交流センター整備事業費及び震災復興事業費の減少、またふるさと応援寄附金に係る事業費を7款の商工費へ組み替えたことなどによりまして、大幅な減少となっております。一方で、生涯学習センター解体事業、それから衆議院選挙など3つの選挙に係る事業費、シルバーパス事業に係る経費を新たに計上してあり、全体として前年度比9億2,958万2,000円の減となっております。

3款民生費につきましては、子ども医療助成事業のワンコインの撤廃によるサービス拡充を図るほか、仮称中央児童センター整備事業費などの増加により、前年度比6,906万4,000円の増となっております。

4款衛生費につきましては、昨年東部衛生処理組合で行った焼却施設改修工事完了に伴い、町の負担分が減額となっている一方で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費が増額となっていることなどから、全体として前年度比3,009万3,000円の増となっております。

7款商工費につきましては、組織改正に伴いまして2款総務費からふるさと応援寄附金事業費などを組み替えたことによりまして、前年度比3億204万2,000円の増となっております。

10款教育費につきましては、文化交流センターの開館に伴う事業費の増によりまして、前年度比2億5,178万6,000円の増となっております。

12款公債費につきましては、利府小学校建設事業や、文化複合施設整備事業に充てた起債の償還開始に伴いまして前年度比2,656万9,000円の増となっております。

次、122ページをお開き願います。

継続費の進行状況等に関する調書ですが、現在設定している文化複合施設整備事業について、記載のと通りの進行状況となっております。

次の123ページから131ページまでは、現在設定しております債務負担行為の支出額及び支出予定額を記載しているところがございます。

最終ページ132ページをお開き願います。

地方債の残高についてでございますが、左から3列目の欄、前年度末現在高見込額は、合計で147億3,914万7,000円となる見込みであり、これに当該年度中令和3年度起債見込額を加算し、当該年度中元金償還見込額を差し引いた令和3年度末、当該年度末残高は147億2,930万2,000円となる見込みでございます。

なお、一般会計予算の概要につきましては、別にお配りしております当初予算関係補足説明資料の1ページから8ページにも記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上が一般会計予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第23号から議案第29号までの令和3年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案第29号までの令和3年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。予算審査特別委員会のため、3月5日から3月10日までの6日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、3月5日から3月10日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は3月11日です。予算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時48分 散 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和3年3月4日

議 長

署名議員

署名議員